

八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
平成29年度 第3回会議 次第

平成29年11月14日（火）
午後2時30分～午後4時00分
804会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 第3期地域福祉計画策定に伴う平成30年度以降の子ども・子育て支援施策について

3 報 告

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の変更について
- (2) 児童福祉施設等認可部会及び子どもにやさしいまちづくり部会の開催状況について
- (3) 「八王子版ネウボラ乳幼児手帳」について
- (4) 「はちおうじっ子 子育てほっとライン」の開設について
- (5) 「子育て世代包括支援センター」の設置について

4 その他

5 閉 会

八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
平成 29 年度 第 3 回会議
配付資料
(平成 29 年 11 月 14 日)

(議 題)

○平成 29 年度八王子市社会福祉審議会地域福祉専門分科会配布資料

- (1) 施策の体系 …… 資料 1-1
- (2) 本市の「地域における住民主体の課題解決・
包括的な相談支援体制」のイメージ …… 資料 1-2
- (3) 第 3 期地域福祉計画における“福祉圏域”の考え方(案) …… 資料 1-3
- (4) 民児協地区と中学校区の関わり(イメージ) …… 資料 1-4

(報 告)

○市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する

中間年の見直しのための考え方の改訂について …… 資料 2

○児童福祉施設等認可部会及び

子どもにやさしいまちづくり部会の開催状況 …… 資料 3

○八王子版ネウボラ乳幼児手帳(当日配布) …… 資料 4

○子育て安心 はちおうじっ子 子育てほっとライン(当日配布) …… 資料 5

○子育て世代包括支援センターの全国展開 …… 資料 6-1

○子育て世代包括支援センターのイメージ …… 資料 6-2

平成 29 年 11 月 14 日
社会福祉審議会
児童福祉専門分科会

テーマ **しくみの充実**

多様化する福祉課題に対する包括的な
相談支援体制の推進

施策の展開

- ①地域を基盤とする包括的支援の強化
- ②社会福祉協議会の体制強化
- ③福祉に携わる職員の専門性の向上
- ④情報提供の充実

テーマ **地域福祉活動支援・
人材育成**

地域で福祉課題に取り組む
人材の確保

施策の展開

- ①民生委員・児童委員の活動支援
- ②地域で支えあう意識づくり
- ③地域で取組むきっかけづくり
- ④地域における福祉活動の支援
- ⑤“市民力・地域力”の担い手の発掘
と連携
- ⑥虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応
- ⑦防災・防犯活動の推進

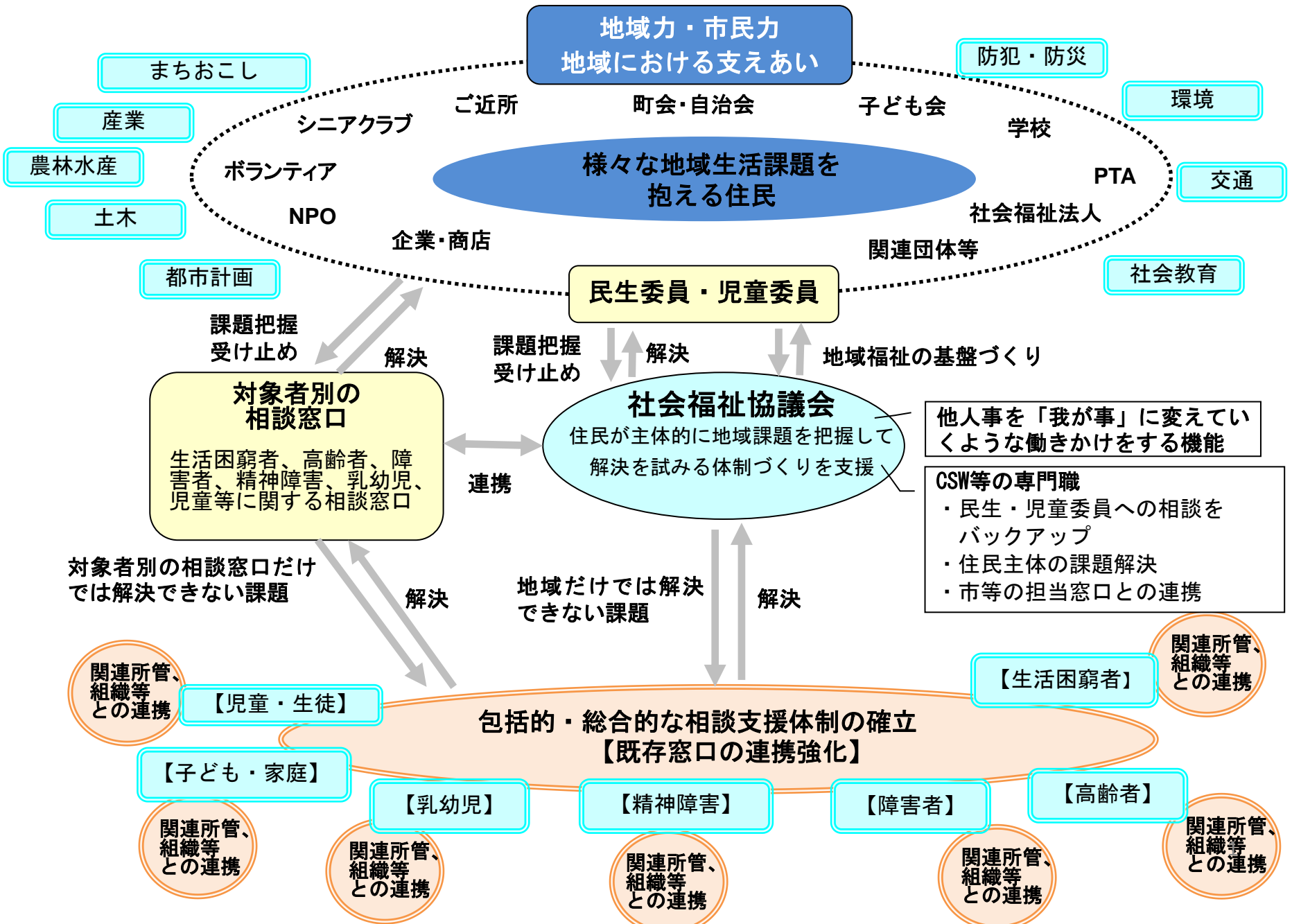
テーマ **福祉サービスの充**

社会的弱者の社会的・経済的な
自立と生活の向上

施策の展開

- ①生活困窮者への支援
- ②権利擁護の推進
- ③福祉施設・事業所の評価と指導・監査
- ④ユニバーサルデザインに基づくまちづくり
の推進
- ⑤高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉の各計
画との連携

本市の「地域における住民主体の課題解決・包括的な相談支援体制」のイメージ



第 3 期地域福祉計画における“福祉圏域”の考え方（案）

これまで、地域福祉計画では“行政が適切な福祉サービスを供給するため”の範囲として、市民の日常生活を考慮して福祉圏域を設定してきました。

しかし、地域福祉は“適切な福祉サービスの供給”だけでなく、“地域住民による地域福祉活動の推進”も大きな役割の一つです。これは改正社会福祉法にも新たに盛り込まれました（106 条の 3）。

そのため、第 3 期地域福祉計画における福祉圏域の設定にあたっては、地域住民が地域福祉活動を推進するための範囲についても考慮する必要があります。

中学校区を最小の区域に

地域住民が地域福祉活動を推進する際の課題はたくさんありますが、活動の目安となる範囲をどのように設定するかは大きな課題の一つです。

“福祉圏域”についてこれまでの地域福祉計画では、市民部事務所の 14 圏域（平成 5 年）や、民生委員児童委員協議会の 20 地区（平成 25 年）を最小の区域として提示してきました。これらは、市民の日常生活を考慮しながらも、“行政が適切な福祉サービスを供給するため”の圏域として設定したものです。先述のとおり、“地域住民による地域福祉活動を推進するため”の圏域といった側面からも“福祉圏域”を捉えるとなると、民生委員児童委員の活動範囲だけでなく、より細かい町会・自治会をはじめとする地域コミュニティの活動区域（町や団地等の単位）や青少年対策地区委員会の活動区域（中学校単位）、防災の取組み区域（町会・自治会や中学校単位）等も考慮する必要があります。

このような活動区域を意識した取組みがたくさんある中で、福祉圏域は行政の福祉サービス提供の区域でもあり、また、福祉分野だけでなく、保健・医療・防災・教育・都市計画・交通等様々な分野とも連携した取組みの区域となります。

このようなことを踏まえ庁内検討会においては、市民にとってよりわかりやすく、すでに一部の分野で活動区域となっている中学校区を福祉圏域の最少単位として捉えることが適当であるとの見解が示されました。

また、市の附属機関である「市民参加推進審議会」でも、「地域の合意形成にあたっての適切な単位」は「町会・自治会を基盤とした上で、日常生活における移動範囲であり顔の見える関係性をつくりやすい範囲である中学校区が基本単位として適切と考える」と、答申（第 4 期）しています。

さらに、厚生労働省の地域力強化検討会においても、“住民に身近な圏域”として中学校区を例示しています。

そこで、第 3 期地域福祉計画では、福祉圏域の最小の区域として中学校区を設定します。

この区域を基本として地域住民の地域福祉活動を推進するとともに、福祉サービスの提供にあたって

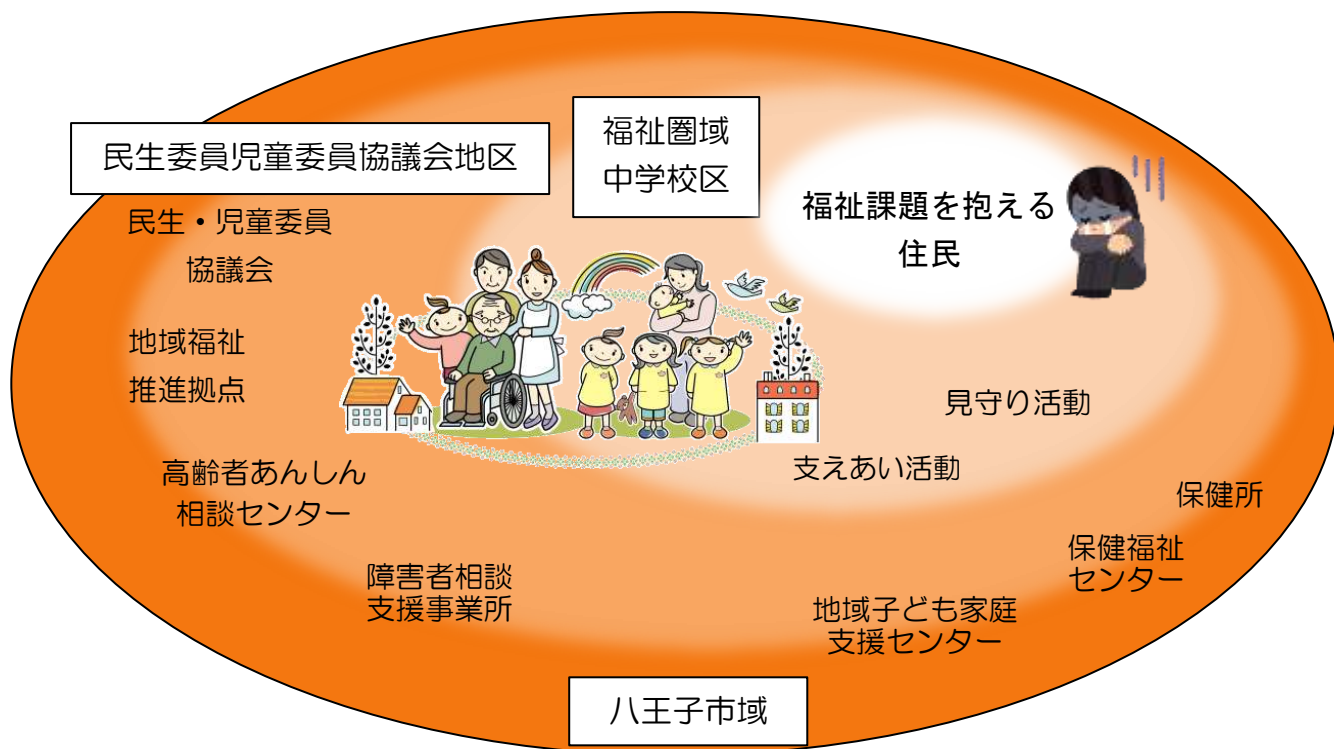
も考慮していきます。

中学校区と、民児協地区や町会・自治会区域との関わり

現在、本市の福祉サービスの提供は民児協地区を最小の区域として実施しているため、この範囲についても検証する必要があります。

地域住民の地域福祉活動と民生・児童委員の活動は密接に関わるものです。今後、地域福祉活動を進めていくためには、福祉圏域である中学校区と民児協地区との整合性を図ることが必要です。一方で、町会・自治会との関わりにおいては、民児協地区は長い歴史を持っており、中学校区と必ずしも一致するわけではありません。

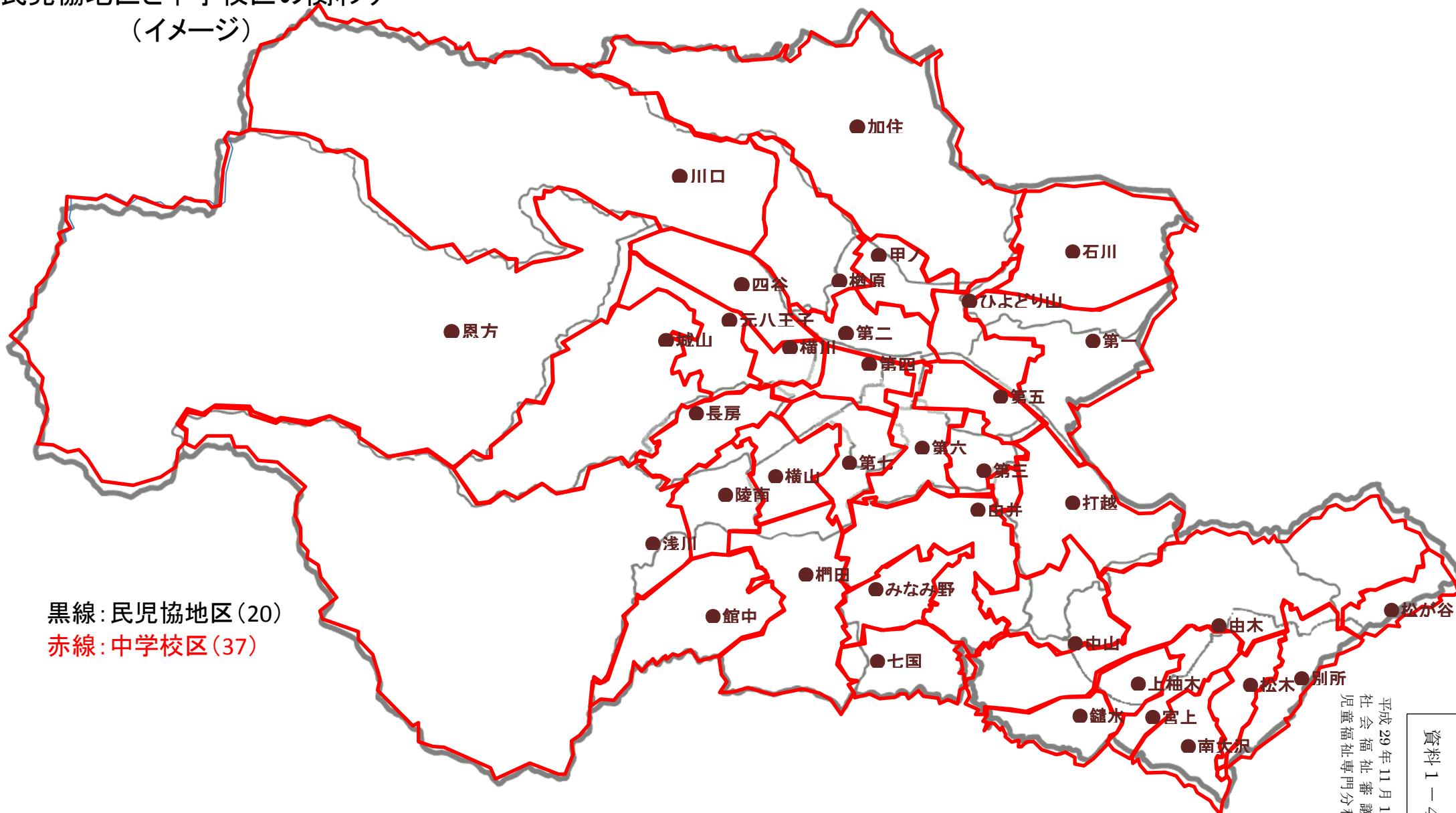
そこで、2つの区域を一度に整合させることは多方面への影響が懸念されるため、第3期計画期間の中で関係機関とともに中学校区と民児協地区との関わりについて協議を進めていきます。



(出典)平成29年度第6回八王子市社会福祉審議会地域福祉専門分科会配布資料より抜粋

民児協地区と中学校区の関わり

(イメージ)



黒線:民児協地区(20)

赤線:中学校区(37)

平成29年11月14日
社会福祉審議会
児童福祉専門分科会

児童福祉施設等認可部会及び子どもにやさしいまちづくり部会の開催状況

●児童福祉施設等認可部会

回	開催日	種別	議題
1	平成29年 7月18日	審議事項	(1) 認可保育所整備・運営事業者募集に係る事業者の決定、計画承認申請及び国庫補助協議に係る審査について (2) 計画承認申請に係る審査(一部国庫補助協議に係る審査を含む)について (3) 国庫補助協議に係る審査
		報告事項	(1) 保育所設置認可等事務取扱要綱の改正について (2) 市役所内保育園(小規模保育事業)の概要及び事業者の募集について (3) 家庭的保育事業事業者の募集結果について
2	平成29年 10月4日	審議事項	(1) 認可保育所の増改築に係る事前協議及び国庫補助協議に係る審査について (2) 計画承認申請に係る審査について
3	平成29年 11月14日	審議事項	(1) 計画承認申請に係る審査について

●子どもにやさしいまちづくり部会

回	開催日	種別	議題
1	平成29年 5月24日	審議事項	(1) 子どもにやさしいまちづくりについて
		報告事項	(1) 市制100周年記念ビジョンフォーラムの取組について (2) 地域子ども支援事業について
2	平成28年 6月26日	審議事項	(1) 市制100周年記念ビジョンフォーラムについて (2) 子どもへのアンケートについて
		報告事項	(1) 学生リーダー企画会議について
3	平成28年 7月18日	審議事項	(1) 子どもにやさしいまちづくりについて
4	平成28年 8月28日	審議事項	(1) 子どもにやさしいまちづくりについて
5	平成28年 10月16日	審議事項	(1) 子どもにやさしいまちづくりについて

平成29年11月14日
社会福祉審議会
児童福祉専門分科会

児童福祉専門分科会子どもにやさしいまちづくり部会 <資料>

八王子子どもにやさしいまち条例（仮称）
（はちっ子やさしいまち条例）（仮称）
中間報告骨子案

2017年10月16日 部会検討資料

基本的理念（委員会検討に基づき案）

八王子の子ども・はちっ子ファースト

子ども第一主義による都市創り（少子化対策）

社会資源の子どもへの開放

子どものための施策（子育て支援から若者支援への連続性）

はちっ子 未来の街づくりへの参加

子ども参加の制度化 教育との連携による子ども参画の実現

はちっ子 安心・健やかな育ちを支える

子育て支援から若者の自立支援までの施策・制度化（子育て支援から社会教育まで）

はちっ子 遊び・学び・育つ環境

公園等における遊び場・自由に遊べるプレイパーク構想（実現）

子どもが集える居場所（社会資源の開放と活用）

未来に残す野こそ自然環境など

はちっ子 守られる安心・安全

護られる仕組み＝子ども擁護制度<権利擁護> 障害児・いじめなど包括した仕組み

はちっ子 地域で育ち関われる社会

地域ネットワーク 子どもの育成を考えるネットワーク（NPO・子育て支援ネット他）

コミュニケーション 参加型コミュニケーションの仕組みづくり（自治会等）

啓発 子どもからの情報発信・子どものための情報発信・子どもを支える大人への情報発信

条例化に向けての根拠（案）

1、児童福祉法の理念に基づくまちづく

児童福祉法が示した子ども権利条約の理念にそった子どもファーストの街づくり。子ども育成計画が、子どもの権利の理念の実現として目指す八王子子どもにやさしいまちづくりの実現を図ることを目的とする。

<参照> 児童福祉法の根拠

第一条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

○2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

○3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第一節 国及び地方公共団体の責務

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第三条の三 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

*保護の客体としての子どもの位置づけを改め、子どもが児童福祉を受ける権利者であることのみで割り当て、第2条・第3条に国民の義務と地方自治体の責任の規定。市町村は子どもの身近な場所における支援業務を担うものと明確化された。

そのうえで、児童虐待防止（子どもの安全の確保）のために下記のことも明記される

① 市町村母子健康包括支援センターの設置（母子保健法第22条改正）

子育て世代包括支援センターとして妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実現することが示された。子育て世代包括支援センターは自治体のワンストップサービス（拠点）として位置づけられ、ソーシャルワーカー（専門職）の配置などを行う。平成27年度開始32年度全国展開（法制化）

<参照>児童福祉法第25条 要保護児童対策地域協議会

○6 市町村の設置した協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの（次項及び第八項において「調整担当者」という。）を置くものとする。

○7 地方公共団体（市町村を除く。）の設置した協議会（当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。）に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。

○8 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

*八王子市の場合＝子ども家庭支援センターと保健センターの連携及び子育て相談支援拠点の設置などが課題となる。当然専門職（社会福祉士等）の任用な配置なども課題となる。

②支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等と市町村との連携

*八王子市子ども子育て支援ネットワークの確立化が必要。現在は、子ども家庭支援センターの地域ネットワークなどで機能させているものを規定化。

<参考>

児童福祉法第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。〈新設改正〉

○2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第二十一条の十一 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の収集及び提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

② 国・地方公共団体が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意することの明確化

*八王子版ネイボラや虐待防止に関する施策・啓発などの総合的な制度化などの検討が必要。社会的養護のところでは、家庭的養護の推進におけるショートステイ・トワイライトステイなどとともに多様な保育（病児保育・24時間保育・学童保育等）の子育て支援から虐待防止への切れ目ないサービスの実施・サービスの向上の仕組みを制度化する必要がある（各サービスガイドライン・人材の育成等）

さらに児童福祉法の改正で次のことも求められている

① 支援のための拠点の整備を市町村が努めること（子ども子育て支援拠点整備）

*拠点型保育所・子育て包括支援センター（総合地域包括支援センター等）の設置

② 要保護児童対策地域協議会の調整機関について専門職を配置すること

*福祉専門職配置・人材育成制度等

③ 政令で定める特別区には児童相談所を設置すること（中核市は任意設置のまま）

*中核市児童相談所設置検討

④ 都道府県は、児童相談所に児童心理司、医師又は保健師、児童福祉司を置くとともに弁護士等の配置

*児童相談所を設置したら

⑤ 児童相談所等と医療機関や学校等との情報連携

: 子ども家庭支援センターと医療・学校等との連携の制度化

2、八王子市子ども育成計画に明記された子どもにやさしいまち 定義及び課題

ユニセフの定義から

(1) 子どもの参画

子どもの意見を聞きながら、意思決定過程に加わるように積極的参加を促すこと。

まちの決定に影響を与えることができる

子どもたちが望む“まち”の在り方に関して意見を言うことができる

家族に、コミュニティ、社会生活に関わる

*八王子市における子ども参画の仕組みの制度化が必要

(2) 子どもにやさしい法的枠組み 条例化の意味

子どもの権利を遵守するように法制度的な枠組みと手続きを保障すること。

教育や保健などの基礎的サービスの供与に預かる

搾取、暴力、虐待から守られる

*八王子市子どもにやさしいまち条例化の必要性。児童福祉法の改正などの実現および子育て支援サービス拠点・地域ネットワークの制度化などの課題を包括する

(3) 都市全体に子どもの権利を保障する施策

子どもの権利条例に基づき、子どもにやさしいまちの詳細な総合計画と行動計画を定めて実施すること。

*八王子市社会福祉審議会児童福祉部会の担う役割。子ども育成計画や子どもに関わる施策などへの市民参画・子ども参画の実現を制度化する。

(4) 子どもの権利部門または調整機構

子どもたちの将来を見据えて、地方自治体の中に優先すべきことを保障する永続的仕組みを構築すること。

*子どもの権利擁護機関の設置（第三者機関）及び機関の調査部門及び事務局を設置する。

(5) 子どもへの影響評価

子どもに関わる法律や施策、そして事業について実施前、実施中そして実施後に子どもへの影響を評価する制度化された手続きが保障されること。

*児童福祉審議会児童福祉部会における子ども育成計画評価作業に子ども若者の参画の制度化を図る

(6) 子どもに関する予算

子どものために適当な資源と予算が使われているかが調査されることを保障すること。

(7) 子どもの報告書の定期的発行

子どもたちと子どもの権利についての実情について十分なモニタリングとデータ収集が保障されること。

* 社会福祉審議会児童福祉部会の子ども育成計画報告書に子ども若者評価の追記及び子どもの権利擁護機関による審査等に関する報告書

(8) 子どもの権利の広報

大人や子どもの間に子どもの権利について気づくことを保障すること。

* 八王子子ども子育てプロモーションの拡大 子ども情報発信・市民向け条例等に関わる情報発信

(9) 子どものための独自の活動

子どものオンブズマン、子どものコミッショナーなど、子どもの権利を促進するために活動しているNGOや独立した人権団体の支援をすること。

* 八王子市子ども権利擁護機関の設置(障害児・いじめ対策等における委員会等の統合と第三者機関化)
子どもの活動支援等や子育て支援機関等のネットワークへの支援の仕組みづくりの制度化

3、子ども委員会からの提言の実現化(100周年未来フォーラムにおける子どもの提言)

出身、宗教的理由、あるいは収入の多い少ない、性別、そして障害のあるなしに関わらず、その町の平等な一員として如何なるサービスも受けることができるまち八王子を目指し、子どもたちが参加でき意見を述べ聞いてもらえる街、子どもにやさしいまちの実現

(1) 遊び場・スポーツ

友達と会い、遊ぶことができる

居場所の確保＝地域資源の開放(施設の利用拡大)

文化的社会的行事に参加する

(2) 犯罪・安心安全

安全な水や衛生施設を使うことができる・まちを安全に歩くことができる

(3) 福祉・人と人との交流・困っている人が守られる街・助け合い

地域の一員として役割が認められ果たされる存在となる

(4) 環境・自然豊かな町・きれいな町

植物や動物のための緑地がある・汚染されていない環境で暮らす

(5) 商業・交通・観光・企業との交流

まちづくりや人材育成に参加をする仕組み

4、子どもの参画から始める条例作り

(1) 子どもの参画の仕組みの確立

条例化プロジェクトに子どもの参画（子ども委員会設置）

子ども委員会は、代表委員によって構成及び委員会には公募委員も参加をする

下部組織として小中学校の児童会・生徒会を位置づけ意見徴収協議を行い

児童館子ども委員会を下部組織とし地域活動等に関する意見聴取・協議

子ども意見調査等を担当する

公開のシンポジウム等において意見聴取を行う

子ども委員会報告は公表される

条例化後は、子ども専門委員会として制度化する。意見公表の仕組みについては、子ども議会方式などを検討し、子どもが主体的に意見発表し提言・評価ができる仕組み化を図る。

(2) 市民委員会の設置

条例化に代表及び公募市民による委員会を設置する

自治会・NPO等市民活動団体等からの意見聴取を行う

公開でのシンポジウム等を行い市民からの意見聴取を行う

市民委員会は公開されて運営される

条例化後は、子ども活動等に関する市民評価委員会として設置をする

(3) 専門委員会の設置

条例化専門委員会設置を条例原案の作成・各委員会の進行管理等を行う

各委員会代表及び社会福祉審議会児童福祉分科委員会（学識経験者及び代表委員）で構成
委員会は公開される

条例化後は、社会福祉審議会児童福祉分科会として条例改正等の必要により設置をする。専門委員会として、子ども計画策定や評価のために子ども委員会設置（現行要綱で可能）

(4) 全体会の設置

社会福祉審議会・各種委員会構成員及び下部組織代表・各種委員会代表および公募市民・NPO団体等子どもに関わる市内の活動団体等により構成をし、専門委員会報告及び各種委員会報告を行う。条例化後は、子どもの活動に関わる報告会として毎年定例的に開催し市民報告会（公開）の場とし、子どもに関わるシンポジウム等を行う。

5、条例化の方策（スケジュール案）

(1) 100周年未来フォーラム子ども提言をうけて101年目事業としてスタートする

(2) 2018年 5月 子ども委員会を社会福祉審議会児童福祉分科会専門委員会として設置

(3) 2018年 5月 社会福祉審議会児童福祉分科会条例検討専門委員会を設置

(4) 2018年 5月 社会福祉審議会児童福祉分科会子ども条例検討市民委員会を設置

(5) 2018年 6月 検討開始 子どもにやさしいまち八王子条例理念の検討

(6) 2018年 8月 アンケート調査 子どもの実態調査（遊び・学び・食・健康・安心安全等）

- (7) 2018年 10月 条例条文検討 子ども公聴会・市民公聴会等の実施
- (8) 2019年 2月 条例案の策定
- (9) 2019年 3月 条例案の提示・公開
- (10) 2019年 5月 公開案の協議（市内全域・小中学校等）
- (11) 2019年 8月 協議結果の検討・条例案の修正
- (12) 2019年 11月 最終案の公開 パブリックコメント
- (13) 2020年 2月 条例化